

競争的研究費の直接経費による研究代表者の人件費の支出に関する取扱要項

（令和3年4月7日）
学 長 裁 定
改正 令和6年3月21日

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ）により、研究活動の-effortに
じ、研究代表者（以下「P I（Principal Investigator）」という。）本人の希望により、直接経
費から人件費を支出することが可能となった。これを受け、本学において、直接経費からP I
の人件費を支出しようとする場合は、以下により取り扱うものとする。

1. 対象となる事業

競争的研究費のうち、各資金配分機関が指定する事業とする。

2. 支出額

支出可能額（直接経費に計上可能な額）は、P Iの年間給与額に、年間を通じて研究活動に
従事する-effort（研究者の勤務時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割
合）を乗じた額を原則とする。ただし、資金配分機関において上限額が決められている場合
は、それに従うものとする。

3. 確保された財源の活用方針

本学では、以下のとおり活用方針を定め、直接経費によるP I人件費の支出に伴って確保し
た財源により、P I自身の処遇改善・研究環境の整備、若手研究の育成・活躍支援策の充実に
資する取組を行う。なお、本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等
と一体的に取り組むこととする。

（1）目標

P Iが安定して研究に専念できる環境等の整備及び若手研究者の育成・活躍支援策の充実
による本学の研究力強化

（2）上記目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

1）直接経費から人件費を支出したP I（以下「当該P I」という。）への支援

① 当該PIの給与水準の向上（給与の加算）、② 当該PIの研究環境の整備

2）若手研究者の育成・活躍支援策の充実

① 若手研究者の新規雇用、② 若手研究者のスタートアップ支援、③ 博士課程学生等
の処遇改善、④ 若手研究者にとって共用設備・機器を利用しやすい環境等の整備

4. 確保された財源の取り扱い

直接経費によるP I人件費の支出に伴って確保した財源は、「P I環境等充実費」として管
理する。

5. P I 環境等充実費に係る手続き

① 申請方法

P I 環境等充実費を活用することを希望する P I は、直接経費に P I 人件費を計上して申請等を行った競争的研究費の採択決定通知受領後速やかに、当該年度の使用計画を別添様式「P I 環境等充実費 使用計画書 兼 実績報告書」により研究・イノベーション共創管理統括部研究協力課（鹿田地区の部局にあつては病院研究推進課（以下同じ。)) に提出すること。

② 使用計画の確認

研究・イノベーション共創管理統括部研究協力課は、上記①により提出された使用計画が、「3. 確保された財源の活用方針」に合致するかを確認後、当該様式を所属部局長へ送付すること。所属部局長は、当該様式に記載のエフォートの妥当性等を確認すること。

③ P I 環境等充実費の配分・管理

研究・イノベーション共創管理統括部研究協力課は、上記②により確認された使用計画に従い P I 環境等充実費を確保し、P I 所属部局に配分手続き等を行うこと。所属部局長は、配分された P I 環境等充実費を適切に管理すること。

④ 実績報告

P I は、事業終了後速やかに、当該年度の P I 環境等充実費の執行実績を別添様式「P I 環境等充実費 使用計画書 兼 実績報告書」により、研究・イノベーション共創管理統括部研究協力課に提出すること。

6. 留意事項

- (1) 直接経費の用途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のために判断するものであり、競争的研究費の直接経費から P I の人件費を支出することを本学が強制するものではない。
- (2) 当該 P I が所属する部局長は、当該 P I のエフォートを適切に管理するとともに、当該 P I が研究活動を確実に実施できるよう、研究時間の確保に努めることとする。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。